

下 水 道 使 用 料 の 減 免 制 度

下記の方は、申請により、減免措置を受けることができます。

No	下 水 道 使 用 料 の 減 免 を 受 け ら れ る 方	減 免 内 容 等
1	生活保護法により、生活扶助を受けている方。	1月につき8立方メートルに相当する金額を減免します。
2	児童扶養手当法により、児童扶養手当を受けている方。	
3	特別児童扶養手当法により、特別児童扶養手当を受けている方。	
4	旧母子福祉年金、旧準母子福祉年金を受けている方。	
5	生活保護法により、教育扶助、住宅扶助及び医療扶助を受けている方。	
6	身体障害者手帳をお持ちの方で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している方。	
7	地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦で、前年度市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している方。	
8	愛の手帳をお持ちの方が同居している世帯で、世帯主の前年度市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している方。	
9	65歳以上の者のみの世帯で、前年度の市民税所得割が非課税であり、水道メーターを当該世帯単独で使用している世帯。65歳未満の同居者があっても、同居者全員の市民税所得割が非課税のときは65歳以上の者のみの世帯とみなします。	
10	医療法に定める病院。(国又は地方公共団体の経営するものを除く。)	下水道使用料の20%を減免します。
11	社会福祉施設(国又は地方公共団体の経営するもの並びに単なる相談、連絡及び助成事業のみを行う施設を除く。)及びそれに準ずる施設。	
12	めっき業を専業として営む方。	1月につき200立方メートルを超える使用料の20%を減免。
13	営業者 (生活関連業種) 1 野菜小売業 2 魚介類小売業 3 日本そば店 4 中華そば店 5 パン製造小売業 6 めん製造小売業 7 豆腐製造小売業 8 かまぼこ水産加工業 9 民生食堂、大衆食堂 10 食肉小売業 11 大衆すし店 12 あん類製造業 13 ソース製造業 14 クリーニング業 15 こんにやく製造業 16 染色整理業 17 理・美容業	1月につき40立方メートルを超え200立方メートル以下の排出量について、1立方メートルにつき10円を減免します。 ただし、営業のためだけの水量を計測するための水道メータが設置されていることが必要です。(メータが生活用水と一緒にしている場合は対象になりません。)

○ No.1～4の申請先は東京都水道局府中サービスステーション、No.6～13の申請先は環境部下水道課業務設備係(第2庁舎4階)になります。

○ No.5の申請先は上水道に関しては東京都水道局府中サービスステーション、下水道の申請先は環境部下水道課業務設備係(第2庁舎4階)になります。

○ 減免については毎年審査をいたします。審査の結果、減免に該当しない場合もあります。

○ 減免の種類によっては、申請のときに、ご提示いただくものや提出していただくものがありますので、下記までお問合せください。

【お問合せ先】東京都水道局多摩お客さまセンター

電話0570(091)100(ナビダイヤル)

小金井市 環境部 下水道課 業務設備係 (第2庁舎4階) 電話042(387)9828(直通)